

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：公文書館関連政策

1 政策名	公文書等の保存及び利用の取組
2 担当部局	大臣官房公文書管理課
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	<p>歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管を進めるとともに、中間書庫パイロット事業の推進、電子公文書等の移管・保存・利用システムの運用に向けた、電子公文書等の移管・保存等に関する調査研究等に取り組む。</p>
5 評価結果の概要	<p>中間書庫パイロット事業の実施により、今後の中間書庫制度の本格運用に向けた準備が進められるとともに、電子公文書の移管等を平成23年度から実施するための調査研究も着実に実施し、公文書館制度の充実に向けた成果をあげることができた。</p>
6 課題と今後の取組方針	<p>平成21年7月に公布された「公文書等の管理に関する法律」の施行及び国立公文書館制度の拡充を含めた、公文書の保存に向けた体制の整備に取り組む必要がある。平成21年度は新規に「公文書管理課」を設置し、公文書管理に係る取組を明確にしたところであるが、平成22年度以降も引き続き組織体制の充実強化に努めることとしている。</p>
7 評価結果の政策への反映状況	<p><予算案></p> <p>公文書管理委員会の運営経費、公文書管理法の施行へ向けた体制整備のための経費、デジタル化・電子化の推進、電子媒体移管システム構築等のための経費を計上。 (平成22年度予算案：2,414百万円〔21度予算（補正後）：2,166百万円〕)</p>

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：政府広報・広聴

1 政策名	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
2 担当部局	大臣官房政府広報室
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	<p>政府広報においては、内閣の重要施策や各府省の希望等を踏まえてテーマを選定し、そのテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施している。</p> <p>世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表し、国政モニター制度により、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取し、政府政策の企画立案等に資する。</p> <p>国民対話は、「国民との直接対話の推進に係る基本方針」に基づき、簡素な形で開催するとの原則の下、大臣等と国民とが形にとらわれずに直接、双方向で対話を行うことを本旨として実施している。</p>
5 評価結果の概要	<p>重要施策の広報においては、「政府広報に関する媒体横断的調査」（以下「横断的調査」という。）における全媒体統合の理解度・満足度が目標値を超えていること、世論の調査においても、目標値を超える利活用があったことから一定の成果を上げている。また、一般競争入札の原則化により、経費の効率化を図っている。</p>
6 課題と今後の取組方針	<p>各種メディアの国民の利用状況が多様化している中、今後の政府広報を効率的・効果的に実施していくために、政府広報における既存の媒体の広報効果を検証するほか、新たな媒体展開の検討を行う。</p> <p>世論の調査においては、最も信頼性が高いと考えられる個別面接聴取法により世論調査を実施しているが、その他の調査手法についても検討を行う。</p>
7 評価結果の政策への反映状況	<p>＜予算案＞</p> <p>政府広報を効率的・効果的に実施していくために、行政刷新会議の事業仕分け結果をも踏まえ、テレビ定時番組、政府広報誌を廃止するとともに、ラジオ定時番組を1番組に集約した。また、テレビスポット及びインターネットをより一層活用することとした。</p> <p>（平成22年度予算案：4,978百万円〔21年度予算（補正後）：9,513百万円〕）</p>

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：遺棄化学兵器廃棄処理事業

1 政策名	遺棄化学兵器処理事業の推進
2 担当部局	大臣官房遺棄化学兵器処理担当室
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	<p>第二次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器について、化学兵器禁止条約に基づき、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。平成11(1999)年 7月、日中間で覚書を締結し、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認し、処理のための事業を推進している。</p>
5 評価結果の概要	<p>今回の敦化市蓮花泡における発掘回収事業においては、林地内河川及び草地の212区画の事業のうち46区画並びに林地不明点269カ所全ての発掘・回収を行い、今回も無事故で終わらせることができたこと、また、発掘された652発の砲弾の全ての回収作業を終わらせることができたなどの成果を上げることができたこと、中国側からも今回の事業について肯定的な評価を得るにいたったことから、政策としておおむね目標を達成できたものと考えている。</p>
6 課題と今後の取組方針	<p>今後とも、これまでの発掘回収の知見・ノウハウを活かし、知見のある人間の積極的な活用等を通じて、「安全かつ迅速な事業の実施」という課題に取り組むことを考えている。また、平成20年度からハルバ嶺における試掘を開始しており、平成22年度予算においても試掘にかかる経費を計上している。</p> <p>なお、平成19年10月以降、本事業は、その事業の進め方が不透明であるとの指摘を頂いたことを受け、同年12月、一般競争入札による業者の選定、内閣府による体制の強化、有識者会議の開催を柱とする執行体制の見直しについて公表したところであり、これらの措置により、事業執行の透明性を担保し、事業の適切な執行に努めているところである。</p>
7 評価結果の政策への反映状況	<p><予算案></p> <p>有識者会議の開催のため、平成20年度予算から所要の経費を計上。 (平成22年度予算案：1百万円〔21年度予算(補正後)：3百万円])</p>

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：経済財政政策

1 政策名	経済財政政策
2 担当部局	政策統括官（経済財政運営担当） 政策統括官（経済社会システム担当） 政策統括官（経済財政分析担当）
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	<p>内外の経済動向を把握しつつ、産業、財政、金融、貿易、雇用等の各分野における個別の政策が全体として整合的なものとなるように誘導し、経済全体の均衡のとれた成長、高い効率性、公正な配分、世界経済との協調を目指すため、各種施策を推進している。</p> <p>具体的には、政府調達に係る苦情受付・処理による調達手続きの透明性・公正性・競争性の向上、対日直接投資増進施策の推進による外国からの新技術導入と内外企業の多様な競争の促進、将来の道州制導入の検討に資するための道州制特別区域における広域行政の推進を図っている。</p> <p>また、我が国の厳しい財政状況を背景に、政府の効率化や民間の資金、技術の活用がより一層求められている。PFI(Private Finance Initiative)の推進、公共サービス改革の推進は、民間活力の活用をそれぞれの手法で進める試みであり、非常に重要な政策である。また、もう一つ重要な取組として、市場開放問題苦情処理体制(OT0:Office of Trade and Investment Ombudsman)の維持があり、苦情件数は既に減少しているが、窓口の存在は諸外国との市場取引を円滑に保つ役割を果たし、経済活動に貢献している。</p> <p>そして、経済財政運営に当たっては、内外の最新の景気動向を的確に把握することが必要不可欠であることから、内外経済動向に係る調査分析結果を経済財政政策を決定する重要会議に提供し、また、広く公表することにより、政策企画立案者、国民、企業、地方公共団体等の便宜に供し、内外経済に関する理解の普及を助け、我が国経済財政政策論議への貢献を図っている。</p>
5 評価結果の概要	<p>政府調達に係る苦情処理、道州制特区の推進、内外経済動向・地域の経済動向の分析については、ホームページへの資料掲載やシンポジウムの開催等を通じて施策の周知・広報、国民への情報提供を行っており、概ね目標を達成し、一定の成果を上げている。PFIについては、契約の標準化、業務要求水準の明確化などの課題への対応をとり、公共サービス改革についても、平成20年度末までに入札が実施された23事業について年間約100億円の経費削減効果が発揮される等、成果を上げている。OT0に関しては、苦情申立件数の減少を受けて要員等の合理化を図っている。</p>
6 課題と今後の取組方針	<p>これらの政策は、我が国経済の発展のためにも必要性が高いものであり、その推進そのものが全体の課題といえる。すなわち、我が国経済の発展のため、世界経済との協調と国民生活の安定の確保を前提としつつ、対日直接投資の増進等を推進すること、我が国の厳しい財政状況を背景に、政府の効率化や民間の資金・技術の活用を進め、市場活動の改善にも引き続き取り組むこと、内外経済の動向を適確に把握することが必要である。</p> <p>このような状況の中、経済財政の運営にあたっては、各分野における個別の政策が全体として整合的なものとなるように誘導する必要がある。今後とも関係機関との連携を深めると</p>

ともに、外部有識者からの指摘等も踏まえながら、より効果的な政策の実施に努め、その成果を外部へ積極的に発信していく。

7 評価結果の政策への反映状況

<予算案>

- ・ PFI 事業の評価・分析に係る施策については、政策評価結果及び執行状況を踏まえ、調査内容を精査し、各事業を統合するなどの合理化を図ることにより、要求額を減額した。
(平成 22 年度予算案 : 65 百万円 [22 年度要求額:21 百万円、21 年度予算 (補正後) : 23 百万円])

※予算案の増額は、別の予算事項 (民間資金活用等経済政策推進費 [21 年度予算 (補正後) : 350 百万円]) を廃止し、必要な調査費を増額したため。

- ・ 競争の導入による公共サービスの改革の推進に係る施策については、委託調査の実施に当たっては全調査において一般競争入札 (総合評価方式) を導入する等、引き続き経費の削減に努める。(平成22年度予算案 : 49百万円 [21年度予算 (補正後) : 51百万円])
- ・ 20 年度予算の執行状況等に鑑みて、22 年度予算要求では政策統括官 (分析担当) 分の予算としては、全体として大幅な減額を行った。他方、昨今の経済情勢などを踏まえ、よりきめ細かな情報収集、調査・分析を行うために、有識者ヒアリングなどの必要な経費等については増額を行っている。

(平成22年度予算案 : 238百万円 [21年度予算 (補正後) : 267百万円])

<事務改善>

政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善施策については、必要に応じて、ホームページの改善及びパンフレットの増刷を行う。引き続き、ホームページへのアクセス件数について前年度比増を目指す。これに加え、各省等が行っている政府調達セミナーに参加し、参加企業 (海外企業含む) に対して本施策の説明を行い、周知を図っていく。

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：地域活性化政策

1 政策名	地域活性化の推進
2 担当部局	大臣官房中心市街地活性化担当室、地域活性化推進担当室 構造改革特区担当室、地域再生事業推進室
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	<p>我が国の地方は人口が減少し、その結果、学校、病院等、暮らしを支える施設の利用が不便になるなど、魅力が薄れ、さらに人口が減るといふ悪循環に陥っている。この悪循環を断ち切るには、それぞれの地方の状況に応じ、生活の維持や産業の活性化のためには何が必要かを考え、道筋をつけていかなければならない。</p> <p>また、地域には、優れた地域産業、農林水産業、伝統文化、人材などの豊かな「地域資源」があり、こうした地域資源を最大限活用し、地域の自立的な発展を促していく中で、我が国の地域の力が原動力となって我が国全体の国力を上昇気流に乗せていくため、地域活性化の推進が必要である。</p> <p>こうした地域の活性化を推進するため、①中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定②地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域の設定③地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組に対して、地域再生計画の区域設定④地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定⑤地域再生計画に基づいた地域再生支援利子補給金の支給等を行う。</p>
5 評価結果の概要	<p>地域活性化関連の交付金及び構造改革特区の認定については、件数及び地方公共団体へのフォローアップ調査においても非常に高い実績値を示し、目標を達成することができたと言える。一方で、地域再生計画の認定、地域再生基盤強化交付金及び地域再生支援利子補給金施策については目標達成への歩みは緩やかではあるものの、その有効性及び効率性から地域活性化のためには欠かせない施策であると言えることから、より一層の制度活用を啓発し、引き続き目標の達成を目指す。</p>
6 課題と今後の取組方針	<p>地域活性化を促進するため、地域の創意工夫や発想を起点にし、それを的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を引き続き推進していく。</p>
7 評価結果の政策への反映状況	<p><事務改善></p> <p>地域活性化の担い手である地方公共団体等の意向を踏まえつつ、必要に応じて、適時・適切な改善を行う。</p>

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：科学技術政策

1 政策名	科学技術政策の推進
2 担当部局	政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	<p>我が国においては、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化対策の観点から、供給安定性に優れ、発電過程において二酸化炭素を排出しない原子力を基幹電源として推進するとともに、原子力発電所の安定的な運転を確実なものとする「核燃料サイクル」の早期確立など、原子力政策の着実な推進が求められている。</p> <p>原子力政策の民主的な運営等のため原子力基本法等に基づき設置されている原子力委員会では、我が国の原子力政策の基本方針である「原子力政策大綱」を平成17年10月に策定しており、その後は同大綱に基づく関係府省等の活動を適時にフォローアップするとともに、必要に応じて各分野の政策の基本方針を企画、審議している。</p>
5 評価結果の概要	<p>平成20年度には、原子力政策大綱に盛り込まれた施策のうち、「放射性廃棄物の処理・処分」及び「核融合研究開発」の2分野に関する各府省における取組状況について政策評価を行い、目標は達成された。</p>
6 課題と今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none">・ 今後も、各府省における施策の実施状況のフォローアップ等を通じて、原子力政策大綱に基づく原子力政策を着実に推進する。・ これまでに原子力政策大綱に基づいて各分野の政策評価を行ってきたことを踏まえ、今後それらをレビューし、原子力政策大綱の改定の要否について総合的な検討を行う。
7 評価結果の政策への反映状況	<p><事務改善></p> <ul style="list-style-type: none">・ 原子力委員会政策評価部会等において、関係行政機関の原子力に関する施策の実施状況を把握し、原子力の研究開発利用に関する政策の妥当性を定期的に評価する際に、原子力政策に対する国民の理解と信頼を高める観点から、情報公開や広聴・広報活動を推進し、企画・審議過程の透明性・公開性の更なる向上を図る。・ 委託契約については平成19年度より一般競争入札を導入しており、引き続き、予算の効率的な執行に努めていく。

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：防災政策

1 政策名	防災政策の推進
2 担当部局	内閣府 政策統括官(防災担当)
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	<p>我が国は、その厳しい自然条件から、世界でも有数の災害が発生しやすい国であり、各地で様々な災害が発生している。</p> <p>このような自然災害から国民の生命、身体、財産を守ることは国政の最重要課題であり、内閣府は関係省庁と緊密に連携を図りつつ、災害の予防、応急、復旧・復興対策に努め、災害に強い国づくりを推進している。</p>
5 評価結果の概要	<p>「防災に関する普及・啓発」、「国際防災協力の推進」及び「災害復旧・復興に関する施策の推進」については、評価指標の設定にあたって定量的な評価が可能となるよう努め、アンケート結果や研修参加者数などについて具体的な目標値を設定した。実績値においては、すべての指標について目標値を達成し、一部についてはこれを上回る成果をあげることができた。</p> <p>また、「防災行政の総合的推進（防災基本計画）」及び「地震対策等の推進」についても、施策の性質上定量的な目標値を設定することは困難であったが、それぞれ施策のフォローアップ等を目標とし、全て目標を達成することができた。</p>
6 課題と今後の取組方針	<p>我が国では、毎年のように自然災害による被害が発生しており、これまでに多くの人命や財産が失われてきた。自然災害による災害については、各種自然災害を契機とした防災対策の充実・強化により、長期的に見れば減少傾向にあるものの、近年には、短時間強雨の発生頻度の増加などによりこれまで想定してこなかった新たな防災上の課題が生じてきていることも事実である。</p> <p>こうした状況も踏まえ、「防災に関する普及・啓発」、「国際防災協力の推進」、「災害復旧・復興に関する施策の推進」、「防災行政の総合的推進（防災基本計画）」及び「地震対策等の推進」のそれぞれについて、引き続き取組を推進する。</p>
7 評価結果の政策への反映状況	<p><事務改善></p> <p>予算要求や政策評価書作成等の過程で無駄削減に資する検討を行い、引き続き一般競争入札による入札を行う等、今後とも一層の予算の効率的な執行に努めることとした。</p>

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：沖縄政策

1 政策名	沖縄政策の推進
2 担当部局	政策統括官（沖縄政策担当）、沖縄振興局
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	<p>駐留軍用地跡地（以下「跡地」という。）の有効かつ適切な利用は、沖縄の将来発展にとって極めて重要な課題であることから、米軍再編に伴う米軍施設等の返還をも見据えた跡地利用の促進のため、アドバイザー派遣、跡地利用計画の作成のための調査に対する支援などを実施する。</p> <p>離島の活性化は、沖縄の均衡ある発展にとって重要な課題であるとともに、国土保全の面でも重要であることから、観光等の産業振興や環境問題などの離島間の広域連携が有効と考えられる事項について、実施に必要な調査等を行うとともに、広域連携モデル事業を実施することにより、離島間の連携による活性化の取組の支援などを実施する。</p> <p>沖縄振興計画に関する具体的施策を展開するための調査やフォローアップ、評価を実施するために必要な調査を含め各般の沖縄振興の取組方策について調査を実施し、もって同計画の効果的・一体的な推進を図る。</p> <p>情報通信産業の集積・高度化の拠点となる「沖縄IT津梁パーク」の中核支援施設を整備するとともに、質の高い観光・リゾート地の形成に向けて、環境・景観の保全に配慮した観光振興、特別自由貿易地域への更なる企業立地促進などを実施する。</p> <p>沖縄の自立型経済の構築に向けた産業の発展を支えるとともに、県民生活の向上に資するための社会資本等の整備を着実に推進するため、戦略的・総合的な取組を進める。</p> <p>亜熱帯の気候風土、独自の文化など、沖縄の特性・優位性を活かした地域活性化を図るため、体験滞在交流を促進する。また、亜熱帯の特性を活用した科学技術研究（亜熱帯研究）の総合的推進を図る。</p> <p>脆弱な経済基盤、高い失業率などの特殊事情を抱える沖縄県経済を金融面から支援するため、沖縄振興開発金融公庫の政策金融機関としての機能発揮を図る。</p> <p>先の大戦において、国内最大の地上戦が行われた結果、沖縄では今なお相当数の不発弾等が埋没していると見られるほか、土地登記簿、公図等の滅失等により土地の位置境界が明らかでなくなった地域が存在するなどしている。こうした沖縄の歴史的背景等を踏まえ、不発弾等処理対策や土地の位置境界明確化事業等の推進を図る。</p>
5 評価結果の概要	<p>沖縄の離島の活性化については、沖縄の離島は小規模のものが多く、観光振興や環境保全など離島単独で対応することは困難である。そこで、広域連携モデル事業として、宮古地域で観光や環境等に関するモデル事業、また、八重山地域で観光に関するモデル事業をそれぞれ実施し、離島が連携・協力し、諸課題の解決に向けて検討・取組を進めることにより、より効果的に離島の活性化を図ることが可能となる。</p> <p>沖縄振興の推進に関する調査については、沖縄振興計画の効果的な推進に向けた具体的な施策を展開するため、観光や情報通信、国際物流に関する調査を実施し、その調査結果を活用することにより、今後、具体的な施策に活かすための検討を行うことにより、沖縄振興計画の一体的・効果的な推進を図ることとしている。</p>

沖縄における産業振興については、

- ① 観光産業の振興について、県内各観光拠点の状況把握及び観光客受入容量の定量化手法の研究等を実施した結果、沖縄観光の付加価値を高め、観光客の満足度を高めるためには、地域の意見も踏まえ、かつ、県全域のバランスを考慮した上で、各観光拠点の状況に応じて施設整備等の方策を推進する必要があることが分かった。また資源の保全に配慮した観光地づくりに取り組む市町村を支援することにより、観光資源の魅力を失うことなく観光振興が図られ、持続可能な観光地づくりに寄与するものとなった。
- ② 情報通信産業の振興については、沖縄IT津梁パークの中核支援施設の整備により、IT産業の集積・高度化に向けた基盤が整備される等の成果が得られた。
- ③ その他産業の振興については、特別自由貿易地域において製造業者が賃貸できる工場施設の整備により、製造業の立地・集積の促進に向けた基盤が整備される等の成果が得られた。

沖縄における社会資本等の整備について、各整備分野における代表的な指標及び目標を見ると、平成20年度までの実績値はおおむね順調に推移しており、社会資本等の整備が着実に進んでいることを示している。

本土との比較では、教育施設（公立学校施設の耐震化率（対全国比：106.0）等の分野において、整備率水準の向上が認められる一方、下水道（下水道処理人口普及率（対全国比：89.8））等の分野においては、依然として本土との格差が見られるところである。

沖縄の特殊事情に伴う特別対策については、「沖縄体験滞在交流促進事業」により、市町村が行う体験滞在プログラム作成、インストラクター養成、必要な施設の整備等に対して支援を行っており、平成20年度に体験提供施設を利用した者の満足度も高く、地域の活性化に寄与している。

「亜熱帯特性研究推進事業」により、有識者による研究企画委員会を設置し、亜熱帯に関する研究について今後優先的に取り組むことが望ましい研究領域の検討を行った。また、平成12年度から19年度までの調査成果の総括を行うことにより、今後の亜熱帯研究活動の総合的推進を図った。

また、沖縄振興開発金融公庫の平成20年度における貸付残高は、1兆1,156億円となっている。災害や社会的・経済的環境の変化等に対するセーフティネット機能の発揮や、沖縄の経済振興及び社会開発のための長期資金の円滑な供給が図られた。

沖縄の戦後処理対策については、「沖縄不発弾等対策事業」のうち、沖縄県が過去の情報等を基に不発弾等の点的な探査・発掘を行う不発弾等処理事業は、情報保有者の高齢化等により有力な埋没情報が多くは得られなかったため、件数は一定程度にとどまったが、面的に実施する広域探査発掘事業及び市町村支援事業は着実に実施された。

対馬丸関連の施策については「対馬丸遭難学童遺族給付事業」及び「対馬丸平和祈念事業」により、着実に実施された。

「沖縄戦関係資料閲覧室事業」については、利用者の利便性の向上を図るために場所を移転するため、一時利用を停止したこと等から、来室者数やホームページ利用件数は伸び悩んだ。

「位置境界明確化調査事業」については、関係地権者間の合意が必要であるため、その事業実施に困難を伴ったが、平成20年度においては0.0007km²（700m²）の認証を行った。

6 課題と今後の取組方針

駐留軍用地跡地利用の推進については、米軍再編に伴う米軍施設等の返還をも見据え、地元自治体が地権者を始めとする関係者の理解を得て地域の振興に寄与する効果的な跡地利用施策を円滑に進められるよう、支援策の在り方について検討する。

沖縄の離島の活性化については、沖縄振興の重要な課題であるとともに、国土保全の観点からも重要であることから、社会資本整備を始めとした定住条件の整備を推進しつつ、離島間の連携や戦略的な情報発信等を含め、各離島の特性を生かした振興策を引き続き県と連携しながら推進する。

沖縄振興の推進に関する調査については、これまで沖縄振興計画等に基づき実施されてきた諸施策・諸事業全般について総点検等を行うとともに、沖縄県で検討中の「沖縄 21 世紀ビジョン」の内容も踏まえながら、沖縄振興審議会等で幅広く議論を行い、今後の沖縄振興の在り方について検討を行う。

沖縄における産業振興については

- ・沖縄振興の重要な柱である情報通信産業及び観光産業の振興については、高度支援施設を整備する新たな情報通信産業の拠点となる「沖縄 IT 津梁パーク」の中核支援施設の整備や専門人材の育成等により、情報通信産業の高度化・高付加価値化を図る。
- ・質の高い観光リゾート地としての基盤形成に寄与するような高度な観光人材の育成、海外観光客の誘客を促進する国際観光戦略モデルの構築、自然環境等の保全や景観に配慮した環境共生型の観光振興策の推進等により、観光産業の高度化・高付加価値化を図る。また、自由貿易地域や金融特区等の各種特区制度について、一層の活用に向けた取組を進める。

沖縄の社会資本等の整備水準は、本土と比べると依然として低い分野があるとともに、整備水準が向上している分野についても、個別になお多くの課題がある。引き続き、沖縄振興計画等に基づき、総合的・戦略的な取組を一層進める。

沖縄の特殊事情に伴う特別対策については、沖縄の特性・優位性を活かした体験滞在交流の促進による地域活性化に引き続き取り組むとともに、沖縄県の経済社会の発展・安定のため、沖縄開発金融公庫の政策金融機関としての機能発揮を図る。

沖縄の戦後処理対策については、沖縄において、不発弾等の探査・発掘や土地の位置境界明確化等の戦後処理対策は、戦後 60 余年を経過した現在においても、なお重要な課題であり、引き続き、早期の解決等に向けた対策の推進を図る。

7 評価結果の政策への反映状況

<予算案>

- ・沖縄予算全体として、厳しい財政事情の下、事業仕分け等にも対応しつつ、2,298 億円を計上。
- ・公共事業関係費については、「コンクリートから人へ」の理念の下、事業仕分け等の反映も含め全国ベースの伸率が対前年度比 Δ 18.5%と厳しく抑制される中、沖縄については Δ 10.2%とし、沖縄へ重点配分された。全国に占める沖縄のシェアは3.6%へ拡大(21年度3.3%)。
- ・北部振興事業(非公共)については、沖縄北部活性化特別振興事業費として35億円を計上。
- ・不発弾等対策については、8億円(対前年度比76%増)を計上。
- ・沖縄科学技術大学院大学については、運営費交付金(研究費、研究機器購入等)と施設整備費の合計で133億円(対前年度比18.5%増)を計上。

- ・公立学校施設については、事業仕分けにも対応しつつ、120 億円（対前年度比 21.2%増）を計上し、老朽化した小中学校校舎の改築を進め、耐震化を図る。
- ・南北大東地区地上デジタル放送推進事業として 7.3 億円、沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業として 2.9 億円を計上。
- ・今後の沖縄振興のあり方について検討を行うために必要な沖縄振興総合調査費 2 億円を計上。
- ・沖縄の厳しい経済情勢等に鑑み、緊急の課題に機動的・弾力的に対応するため、特別調整費において特別に 30 億円を増額して計上。

（平成 22 年度予算案：229,794 百万円〔21 度予算（補正後）：267,460 百万円〕）

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：共生社会政策

1 政策名	共生社会実現のための施策の推進
2 担当部局	政策統括官（共生社会政策担当）
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	<p>21世紀を迎え、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無に関わりなく、安心して暮らせる共生社会を実現するため、我が国においては、少子化対策、青少年育成施策、高齢社会対策、障害者施策等の各般の施策を着実に推進することが必要である。共生社会政策担当においては、各施策分野ごとに、施策の基本的方向性等を示す大綱等を作成し、関係省庁と連携しつつ、政府一体となった総合的な施策の推進を図っている。</p>
5 評価結果の概要	<p>青年国際交流の推進については、6事業を実施し、総計278人の日本青年（団長やナショナル・リーダー等を除く。）とのべ38か国562人の外国青年（同）とが、ディスカッション等を通じて交流した。参加青年や在外日本公館の評価も高く、国際性を備えた健全な青年の育成、各国青年相互の理解と友好の促進共に概ね達成できた。</p> <p>青少年健全育成に関する普及・啓発については、各種事業の参加者に対し行ったアンケート調査において、ほとんどの参加者から肯定的な回答が得られていることから、次代を担う青少年の健やかな成長に資するため、事業の実施等を通じて、青少年の健全育成と非行防止に向けた国民運動の推進を図るという目的は達成されており、その有効性は高い。</p> <p>食育の総合的推進（食育推進基本計画）については、家庭における食育の推進を始め各施策が各府省において着実に推進されていることが確認された。ただし、食育推進運動の展開において、市町村、地域における推進等は更なる取組が必要である。また、食育に関する普及・啓発については、第3回「食育推進全国大会」来場者アンケートの結果、肯定的な回答の割合が目標値を大きく上回り、目標以上の成果を達成できた。</p> <p>少子化社会対策の総合的推進（少子化社会対策大綱）については、児童相談所の夜間対応等の体制整備、公共交通機関（ノンステップバス、航空機）のバリアフリー化などは既に目標を達成しており、奨学金事業の充実、大企業における行動計画の策定・実施の支援などは目標達成に向け着実に進捗している。また、少子化社会対策に関する普及・啓発については、シンポジウム等の参加者に対し行ったアンケートの結果、肯定的な評価の割合が各事業とも目標値を大きく上回り、目標以上の成果を達成できた。</p> <p>高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）については、60代前半の就業率の向上や高齢者のグループ活動への参加者の増加、70歳以上の消費相談件数の減少等が確認できた。また、高齢社会対策に関する普及・啓発については、各種事業におけるアンケートの肯定的な評価の割合が9割を超えており、目標以上の成果を達成できた。</p> <p>バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する普及・啓発については、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進HPへのアクセス件数が、前年度に比べて件数が増加傾向にあることから、施策の普及・啓発が着実に図られており、当初の目標が達成できた。また、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰受賞事例集の作成・配布を行い、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた受賞事例を広く周知することにより、その取組</p>

の一層の推進に有効であった。

障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)については、障害者基本法、「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」等により、「共生社会」の実現に向けて施策の着実な推進が図られた。また、障害者施策に関する普及・啓発については、障害者週間関連事業及び障害者施策総合推進地方会議等の各種事業において、来場者の82%が肯定的な評価をしており、目標以上の成果を達成できた。

交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)については、平成20年に基本計画の数値目標(死者5,500人以下、死傷者100万人以下)を2年前倒しで達成できた。また、交通安全対策に関する普及・啓発については、多様な主体が連携しつつ効果的・効率的に対策を講じることができるようにしており、国の行政機関、地方自治体及び民間団体等がそれぞれ実施している交通安全対策と相俟って、交通事故死者数の減少傾向に寄与しているものと考えられる。

犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画)については、犯罪被害給付制度の拡充、刑事裁判における被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の創設、損害賠償命令制度の創設等、犯罪被害者等基本計画において課題とされた施策が実現されており、犯罪被害者等施策は基本計画に基づいて概ね順調に推進されている。また、犯罪被害者等施策に関する普及・啓発については、シンポジウム・研修・会議等におけるアンケートの肯定的な評価の割合が8割を超えており、目標は達成できた。

自殺対策の総合的推進(自殺総合対策大綱)については、達成に向けて進展しているものの、最近の動向としては、自殺者数が平成10年以降連続して3万人を超える状況にあること、また、平成20年に入り硫化水素による自殺が発生するなど憂慮すべき事態にある。また、自殺対策に関する普及・啓発については、全国都道府県・政令指定都市自殺対策主管課長等会議は、国の現状・施策や各自治体の自殺対策の取組についてお互いに情報交換する貴重な機会となっており、国、地方にとって自殺対策の推進に大きく貢献していると考えられる。

6 課題と今後の取組方針

青年国際交流の推進については、時代の変化に応じて事業内容の見直しを行いつつ、引き続き推進することとする。

青少年健全育成に関する普及・啓発については、青少年の健全育成に向けた気運の醸成に向け、普及・啓発に一層積極的に取り組んでいく。さらに、困難を有する若者を支援する人材の育成や、支援に携わる人材育成の体制整備を推進する。

食育の推進については、食育推進運動の展開において、市町村、地域レベルの推進がまだ途上であり、今後、一層の推進を図っていくことが必要である。

少子化社会対策については、今後とも利用者の視点に立った点検・評価とその反映を通じて、少子化対策推進の実効性を担保していく必要がある。また、平成21年内に新しい少子化社会対策大綱を策定するとともに、新しい大綱に基づき具体的実施計画を策定する。普及啓発については、子育て当事者以外の者、関心の低い層に対する知識の普及・啓発が必要である。

高齢社会対策については、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図るために、施策を講じていく。また、地域のリーダーに参考になるような深掘した議論が行えるフォーラムの充実を図ることが求められている。

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する普及・啓発については、未だ社会全体の取組は十分とは言えず、その取組を一層推進していくことが必要であり、引き続き、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する普及・啓発を行うこととする。

障害者施策については、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を図るための施策等を、引き続き、計画的に一層推進していくこととする。

交通安全対策については、「人優先」の交通安全思想を基本に運転者や歩行者等の交通安全意識の向上を図り、国民一人一人が交通安全に関する意識を改革することが重要としていることから、交通安全対策に関する普及・啓発をより一層推進していくこととする。

犯罪被害者等施策については、今後とも犯罪被害者等基本計画に基づいた施策の実施を引き続き推進していくとともに、犯罪被害者等基本計画（第2次）の策定を行う必要がある。犯罪被害者等の置かれた状況を認識する必要性や地方公共団体において施策を推進する重要性について啓発・情報提供等を今後もより一層強力に推進していく必要がある。

自殺対策については、自殺者数が平成10年以降連続して3万人を超える状況にあること、平成20年に入り硫化水素による自殺が発生するなど憂慮すべき事態にあるため、自殺総合対策大綱及び自殺対策加速化プランに基づき、対策に一層取り組んでいく必要がある。普及・啓発については、自殺予防に関心の低い層に対しても広く自殺や精神疾患についての正しい知識を普及するため、参加者やプログラムの内容について工夫する必要がある。

7 評価結果の政策への反映状況

<予算案>

- ・ 青少年育成施策大綱及び子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の成立を踏まえた、困難を有する若者を支援する人材の育成や、支援に携わる人材育成の体制整備を推進するため、必要経費を増額して計上。
（平成22年度予算案：354百万円〔21年度予算（補正後）：349百万円〕）
- ・ 官民一体子育て支援推進事業及び家族・地域の絆の再生国民運動の内容、開催方式を見直すこととし、このための費用を減額して計上。
（平成22年度予算案：39百万円〔21年度予算（補正後）：121百万円〕）

<機構・定員要求>

青少年育成施策大綱及び子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の成立を踏まえた、困難を有する若者を支援する人材の育成や、支援に携わる人材育成の体制整備等を推進するため、審議官及び企画官を新設並びに増員。

（機構要求：審議官クラス1名新設、企画官クラス1名新設、定員要求：参事官補佐クラス1名、主査クラス1名）

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：栄典事務の遂行

1 政策名	栄典事務の適切な遂行
2 担当部局	賞勲局
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	<p>栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものである。その中心である春秋叙勲及び春秋褒章は、4月29日と11月3日に、それぞれ、叙勲は概ね4,000人程度、褒章は概ね800人程度発令されている。</p>
5 評価結果の概要	<p>栄典制度の適切な運用に努め、適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱（平成15年閣議報告）等に定められた総数の発令に努め目標を達成した。</p> <p>一般推薦制度に係る内閣府のホームページへのアクセス数については、前年度実績を上回ることではできなかったが、同制度の周知に努めた結果、年度後半にかけて、前年同月のアクセス数を上回るなど、目標の達成に向けて一部進展があった。</p>
6 課題と今後の取組方針	<p>栄典制度が、今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、①中央、著名人等に偏ることなく各界各層から幅広く発掘、②官民比率のバランスに留意、③民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘、④人目につきにくい分野等にあって業務に精励した功労者の発掘、④女性の功労者の発掘、⑤外国人の功労者の発掘、⑥褒章のうち自己の危険を顧みず人命救助に尽力した者（紅綬褒章）、自ら進んで社会奉仕活動に従事し徳行顕著な者（緑綬褒章）の発掘など、栄典事務を適切に遂行する上での留意すべき重要な点を踏まえ、制度の適切な運用に努めていく。</p> <p>また、一般推薦制度に係るホームページのアクセス数が前年度実績を下回ったことを踏まえ、より多くの国民に同制度を周知するため、政府広報の一層の活用や各都道府県に対する広報の要請の強化等、同制度に係る広報活動の強化に努めていくこととしたい。</p>
7 評価結果の政策への反映状況	<p><予算案></p> <p>幅広く功労者の発掘に努め、発掘された候補者数に適切に対応できるよう必要な褒賞品を確保する。（平成22年度予算案：2,769百万円〔21年度予算（補正後）：2,859百万円〕）</p>

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：男女共同参画社会の形成の促進

1	政策名	男女共同参画社会の形成の促進
2	担当部局	男女共同参画局
3	評価方式	実績評価方式
4	政策の概要	<p>男女共同参画に関する普及・啓発のため、各種啓発事業、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施、研修等を行う。</p> <p>国際交流・国際協力の促進のため、国際的規範等の国内への浸透、セミナーの開催、情報収集・分析、我が国の施策・取組についての情報発信、各種国際会議への出席等を行う。男女共同参画基本計画（第2次）に基づき、政府一体となって総合的かつ計画的な男女共同参画社会実現のための施策の推進を図る。</p> <p>女性に対する暴力の根絶に向けて、社会の意識を喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。</p> <p>女性のチャレンジ支援のため、様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画や女性の再チャレンジ等を推進するための総合的な支援策を講じる。</p>
5	評価結果の概要	<p>男女共同参画に関する普及・啓発や、国際交流・国際協力の促進については、目標を確実に達成している。また、女性に対する暴力や、女性のチャレンジ支援に関する啓発事業については、参加者の満足度が目標を大幅に上回るものとなっている。</p> <p>「2020年30%」の目標については、達成に向けて一定の進展が見られたが、今後さらなる取組が必要である。</p>
6	課題と今後の取組方針	<p>男女共同参画社会の実現のためには、国民各界・各層の幅広い理解を得ることが重要である。このため、男女共同参画に関する普及・啓発活動については、若年層や男性の参画が少ないことから、その参画を促進するような取組を行う必要がある。</p> <p>また、女性に対する暴力の根絶に向けた取組においても、一層効果的な広報・啓発活動を行う必要がある。</p> <p>地方公共団体や民間団体、国際機関等との連携を一層強化しつつ、幅広い層を取り込む形で男女共同参画の推進に取り組んでいきたい。</p>
7	評価結果の政策への反映状況	<p><予算案></p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い層を取り込みつつ、さらなる男女共同参画の推進に取り組むため、平成22年度の重要課題に関連した経費として、男女共同参画基本計画改定関連経費（22年度予算案：21百万円〔新規〕）、APEC関連会合開催に関する経費（22年度予算案：95百万円〔21年度予算（補正後）：4百万円〕）を計上。 全体を通じて、不要不急の事業の中止、調査研究業務の大幅縮減、広報啓発業務の合理化等による徹底した業務の見直しを実施。 全体として、平成22年度予算案：432百万円〔21年度補正後予算：413百万円〕 <p><機構・定員要求></p> <p>あらゆる分野における男女共同参画の促進を目指し、監視・影響調査機能の更なる強化を図るため、1名を増員。（定員要求：課長補佐クラス1名）</p>

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：国民生活政策

1 政策名	国民生活政策の推進
2 担当部局	大臣官房市民活動促進課
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	特定非営利活動法人制度の信頼性の確保のため、特定非営利活動促進法に基づく業務を着実にを行うとともに、特定非営利活動法人の活動基盤の強化、NPOと行政との連携・協働を推進する。
5 評価結果の概要	特定非営利活動法人は、全国で3万8千法人、内閣府所轄で3千法人を超え、着実に社会に定着してきている。当該法人制度を健全に維持するため、所轄庁として適切に認証・監督業務を実施し、また、特定非営利活動法人の活動基盤の強化、NPOと行政との連携、協働を推進するための肯定的な評価が得られ、目標を概ね達成した。今後も法人数の増加が予想される中で、必要な体制の整備を図り、引き続き認証・監督業務の適切な執行、特定非営利活動法人の活動基盤の強化及びNPOと行政との連携、協働を推進するための環境整備が重要である。
6 課題と今後の取組方針	特定非営利活動法人制度の信頼性の確保のため、特定非営利活動促進法に基づく業務を着実にを行い、引き続き一層の特定非営利活動法人の活動基盤の強化及びNPOと行政との連携・協働を推進する。
7 評価結果の政策への反映状況	<p><予算案></p> <p>特定非営利活動促進法人数の増加が予想される中、必要な体制整備を図り、特定非営利活動促進法に基づく業務を着実にを行うため、必要経費を計上。</p> <p>(平成22年度予算案：57百万円〔21度予算(補正後)：53百万円])</p>

※ 「市民活動の促進」施策を除き消費者庁にて行われる施策のため、「市民活動の促進」背景のみ対象として記入した。

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：食品安全政策

1 政策名	食品の安全性の確保
2 担当部局	食品安全委員会事務局
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	<p>(食品健康影響評価技術研究の推進)</p> <p>科学を基本とするリスク評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究として、大学や試験研究機関等に属する主任研究者に委託して実施する。</p> <p>(食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進)</p> <p>食品安全基本法第13条及び基本的事項において、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策について意見を述べる機会の付与等の取組を推進し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るとされている。このため、国民の関心の高い事項等について、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ、関係者との間で情報の共有や意見の交換を行うとともに、ホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信に努めている。</p>
5 評価結果の概要	<p>(食品健康影響評価技術研究の推進)</p> <p>平成20年度に実施することとされていた23課題のうち、研究期間が平成21年度以降に及ぶ16課題については中間評価の結果、すべての研究課題が平均評価点3以上とされ、平成21年度において研究を継続実施しており、平成20年度に研究期間が終了した7課題については事後評価の結果、すべての研究課題が平均評価点3点以上とされ、目標を上回る研究成果を得ており、今後、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等や新たな科学的知見として活用される予定であり、信頼性の高いリスク評価の実現やリスク評価の迅速化を図る上で有効であった。</p> <p>(食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進)</p> <p>意見交換会の参加者の「理解が増進した者」及び「意見交換会に満足した者」の割合は、目標以上の成果を達成することができた。一方、メールマガジンの登録者数については、目標にわずかに達しなかったが、登録者数自体は増加しており、達成に向けて進展があったといえる。</p>
6 課題と今後の取組方針	<p>(食品健康影響評価技術研究の推進)</p> <p>独自の研究機関を持たない食品安全委員会における本研究の重要性に鑑み、リスク評価の効率化に必要な研究を一層推進するため、研究の委託に係る予算の拡充とともに、これまで以上に多くの研究機関に対し本研究について周知し、応募者の拡大に努める。</p> <p>(食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進)</p> <p>食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについては、より一層、きめ細かい</p>

リスクコミュニケーションを実施するとともに、メールマガジンの登録の更なる促進を図る。

7 評価結果の政策への反映状況

<予算案>

- ・ 食品健康影響評価の的確な実施に資するため、新たな評価手法の開発や評価基準の策定等に関する研究を推進する競争的研究資金制度に必要な経費を増額して計上。
(平成22年度予算案：343百万円〔21年度予算(補正後)：323百万円])
- ・ 国民の食品健康影響評価結果等に関する理解の促進を図るため、意見交換会の開催のほか、新たにインターネット動画による配信、意見交換会の会場等におけるパネル展示やDVDの上映等、多様な情報発信を推進(平成22年度予算案：4百万円〔新規])。
(平成22年度予算案：54百万円〔新規4百万円含む〕〔21年度予算(補正後)：100百万円])

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：原子力安全確保政策

1 政策名	原子力安全対策
2 担当部局	原子力安全委員会事務局総務課
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	<p>原子力安全委員会は「原子力基本法」及び「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」に基づき、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画、審議及び決定することを任務としており、安全審査等に用いる指針等の策定・改訂、規制調査の実施、原子力防災体制の強化等を通じて、我が国の原子力の研究、開発及び利用における安全確保を実現することとしている。</p>
5 評価結果の概要	<p>原子力安全対策のため、安全審査指針類の策定・改訂、規制調査、原子力防災訓練、公開シンポジウム等を実施し、全体としての目標は達成された。</p>
6 課題と今後の取組方針	<p>全体としての目標は達成されたことから、今後とも、原子力施設の安全対策を引き続き継続する。平成22年度は特に、第2期原子力安全研究計画に基づく原子力安全研究の推進のため予算や定員の要求を行う。</p>
7 評価結果の政策への反映状況	<p><予算案></p> <p>原子力安全規制の科学的合理性を一層向上するための安全研究の実施のための経費を新規に計上。（平成22年度予算案：111百万円〔新規〕）</p> <p><機構・定員要求></p> <p>原子力の重点安全研究計画の推進、原子力施設の耐震安全性に関する最新知見の収集・反映業務のため、2名を増員。（定員要求：課長補佐クラス2名）</p>

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：公益法人制度改革等

1 政策名	公益法人制度改革等の推進
2 担当部局	公益法人行政担当室・公益認定等委員会事務局
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	<p>本施策は、以下に掲げる措置を通じ公益法人制度改革等の推進に取り組むことにより、改革の目標たる「民による公益の増進」を実現しようとするものである。施策に含まれる主な事業の概要は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">① 新制度への円滑な移行と関係行政機関との連携② 透明性の高い制度運営のためのホームページ・パンフレット等を通じた迅速かつ丁寧な広報の実施③ 申請者等利用者の利便性・行政の効率化を図るための公益認定等総合情報システム（以下、PICTIS という。）の管理・運営④公益社団・財団法人等の監督⑤特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整
5 評価結果の概要	<p>新制度への円滑な移行及び関係行政部局との連携、透明性の高い制度運営のための迅速・丁寧な広報の実施、特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整の適切な実施については、概ね目標を達成することができた。</p> <p>PICTIS の管理・運営については、満足度アンケートを指標とした所期の目標値には達していないものの、申請件数に占める電子申請の割合に鑑みれば、申請者等利用者の利便性の向上・行政の効率化の確保という所期の目標の達成に向けて進展があったと言える（公益社団・財団法人等の監督については、具体的業務が発生していないため、評価の対象外）。</p> <p>以上のことから、平成20年度においては、公益法人制度改革等の施策を推進してきた結果、「民による公益の増進」の実現という政策目標の達成に向け、着実な進展があったと言える。</p>
6 課題と今後の取組方針	<p>初年度は申請件数及び処分件数も極僅かであるが、次年度以降は、申請件数の大幅な増加が予想され、公益認定等の事務の円滑な実施が不可欠である。</p> <p>また、今後は、申請の大幅な増加に伴い、公益社団・財団法人等の監督も本格的に開始し、特に移行期間後半においては審査事務と監督事務の輻輳が懸念されるため、前述のような事務負担の軽減・業務の効率化に係る取組を講じながらも、審査及び監督業務に係る体制の充実・強化を検討していく必要がある。</p>
7 評価結果の政策への反映状況	<p><機構・定員要求></p> <p>申請件数の大幅な増加に適切に対応するため、常勤委員を法律上の上限である4名にするため、非常勤委員の1名を常勤化。</p> <p>（定員要求：公益認定等委員会委員の常勤化（常勤委員の1名増））</p>

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：経済社会総合研究

1 政策名	経済社会総合研究の推進
2 担当部局	経済社会総合研究所
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	<p>経済社会総合研究所は、内閣府のシンクタンクとして理論と政策の橋渡し役を担うこととされている。具体的には、内閣府設置法第4条第3項第5号、6号、56号に基づき、①経済理論を用いた計量モデル等の分析ツールの開発や、政策効果分析、景気統計等の政策判断材料の内部部局等への提供、②国民経済計算の作成及び体系の整備・改善、③内閣府及び他省庁の職員を対象とした経済理論等を用いた研修、を行っている。</p>
5 評価結果の概要	<p>研究成果や景気統計に関するアクセス件数、フォーラム・研修等の満足度については、おおむね目標値を達成しており、当研究所の活動についての高い関心、一定の評価が得られていると考えられる。また、国民経済計算の推計手法解説書の英語版の作成等、目標達成に至らなかった施策についても、定められた目標値を確実に達成できるよう、今後もより一層の質の向上を図りつつ、業務の効率化にも努めていく。</p>
6 課題と今後の取組方針	<p>経済社会総合研究所は、内閣府のシンクタンクとして理論と政策の橋渡し役を担うこととされている。このため、内部部局とより一層の連携を図りつつ、経済社会活動の研究を推進するとともに、政策効果分析、景気統計等の政策判断材料の提供を通じ、政策の企画・推進に貢献していく。また、国民経済計算（SNA）統計の精度向上や基本計画に沿った各課題への取り組み、「08SNA」への円滑な移行作業に取り組むための検討体制の整備に加え、経済理論等を用いた研修の実施にも引き続き取り組んでいく。システムの最適化については、22年度末のシステム完成に向け、業務システム最適化計画に定めるスケジュール通りの作業の実施が行なえるよう、CIO 補佐官や PJMO にこれまで以上に作業進捗の検証・評価を実施して貰い、本プロジェクトの主要目的である「経費削減」と「業務効率」発現のため、引き続き事業の確実な実施に努めていく。</p>
7 評価結果の政策への反映状況	<p>＜予算案＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 経済社会の広範な政策課題に的確に対応するための、経済活動及び社会活動についての経済理論等を用いた研究の推進に必要な経費、及び政府、民間の意思決定に資する景気統計を提供していくために必要な経費を計上。 (平成22年度予算案：594百万円〔21度予算（補正後）：602百万円〕)・ 国連が勧告した国民経済計算の国際基準(93SNA)に基づき、GDP等の年次推計、四半期別速報(QE)などの統計作成・公表を行うために必要な経費を計上。 (平成22年度予算案：256百万円〔21度予算（補正後）：273百万円〕)・ 経済社会活動についての経済理論等の研修実施及び政策研究を行う人材育成のための経済研究所運営に必要な経費を計上。 (平成22年度予算案：19百万円〔21年予算（補正後）19百万円〕)・ 経済財政政策関係業務システムの最適化について、最適化計画に基づき作業を進めるために必要な経費を計上。(平成22年度予算案：141百万円〔21度予算（補正後）：353百万円〕)

円))

<機構・定員要求>

- ・ 景気の急減速など経済の脆弱性の的確な把握と評価を実施するため、1名を増員。
(定員要求：研究専門官1名)
- ・ 基本計画の実施に伴う国民経済計算の整備を行うため、2名を増員。
(定員要求：研究専門官2名)

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：迎賓施設の運営

1	政策名	迎賓施設の適切な運営
2	担当部局	迎賓館庶務課
3	評価方式	実績評価方式
4	政策の概要	<p>① 迎賓施設の適切な運用</p> <p>国公賓等の接遇は、「迎賓館の運営大綱について」（昭和49年7月9日閣議了解）に基づき、国公賓・公賓・公式実務賓客をはじめ、国会及び最高裁の賓客の接遇を行うこととなっている。</p> <p>京都迎賓館については、国公賓等の接遇のほか国の機関、地方公共団体等が催す招宴その他の接遇等について、「京都迎賓館の使用について」（平成17年3月16日内閣総理大臣決定）に基づき、使用に供している。</p> <p>② 迎賓施設の管理・運営の効率化</p> <p>施設の整備・維持管理については、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を確実に実施するとともに、効率的な維持管理に努め、予算の適切な執行管理を行いつつ、必要な施設整備を実施している。</p> <p>③ 一般参観の適切な実施</p> <p>迎賓館では、迎賓施設の役割、接遇についての国民の理解を深めることを目的に、毎年、国公賓等の接遇に支障のない時期に一般参観を実施している。</p>
5	評価結果の概要	<p>京都迎賓館における接遇については、達成目標を上回る接遇（15回）を円滑かつ安全に実施するとともに、賓客からは接遇に関する感謝の意が表されており、高い評価をいただいているものと考えられ、賓客に満足してもらい我が国の外交に資する有効な施策の実施を行うことができた。また、一般参観においても87%以上の方に満足いただける結果となっており、接遇に対する国民の理解を深めることができたと考えている。（赤坂迎賓館は改修工事のため、接遇・一般参観を実施していない。）</p> <p>① 迎賓施設の適切な運用</p> <p>迎賓館事務連絡会議をほぼ毎月開催（11回）し、目標を達成できた／迎賓館利用実績年15回となり、目標以上の成果を達成できた／適正に警備を行い秩序を確保し、目標を達成できた。</p> <p>② 迎賓施設の管理・運営の効率化</p> <p>事業者等から意見聴取（1回）を行い、目標を達成できた／前年度契約実績との比較を行い、光熱水費の若干の減及び積算見直しによる平成21年度予算の減額を行い、達成に向けて一部進展があった。</p> <p>③ 一般参観の適切な実施</p> <p>定員10,000人の一般参観を実施し、目標を達成できた／「満足した」「ある程度満足した」とする評価の割合が87%となり、目標を達成できた。</p>

6 課題と今後の取組方針

迎賓施設の利活用については、引き続き促進に努めるとともに、効率的な施設の維持管理に努め、予算の適切な執行管理を行いつつ、必要な施設整備を実施する。また、一般参観の内容の充実及び迎賓施設の役割についての理解の深化を図るため、高齢者の社会活動の機会を提供するシルバーボランティア説明員の導入などの工夫を図るとともに、施設の一般公開の拡大についての御指摘もあり、建物内の一般参観については、接遇予定との調整、セキュリティの確保や館内保全等の問題などから、拡大は難しい状況にあるが、当面、迎賓館赤坂離宮の前庭を公開し、建物を近くから見学していただくことを考えている。

7 評価結果の政策への反映状況

<予算案>

- ・ 評価結果を踏まえ、引き続き迎賓施設の管理・運営の効率化に努めるべく、予算の執行状況に鑑みて単価及び維持管理方法の見直し等を行い、一部接遇関連経費及び光熱水費の減額（△17百万円）を行った上で、必要な迎賓施設の管理・運営経費を計上。
（平成22年度予算案：873百万円〔21年度予算（補正後）：829百万円〕）
- ・ 評価結果を踏まえ、一般参観の内容の充実及び迎賓施設の役割についての理解の深化を図るため、シルバーボランティア説明員導入経費及び前庭一般公開に必要な経費を増額して計上。
（平成22年度予算案：28百万円〔21年度予算（補正後）：25百万円〕）

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：北方領土問題の解決の促進

1 政策名	北方領土問題の解決の促進
2 担当部局	北方対策本部
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	北方領土問題に関する広報・啓発活動を展開するほか、北方領土返還を求める各種大会には、内閣府又は北方対策本部より後援名義を付与する。また、北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的として実施される北方四島との交流（訪問事業）の実施にあたり、必要な事務手続を行う。また、北方地域旧漁業権者等を対象とした貸付事業等の援護措置を実施する。
5 評価結果の概要	北方領土返還を求める各種の大会が全国各地で開催された他、北方四島との交流事業を通じて日本国民と現に北方地域に居住するロシア人との相互理解の増進が図られた。また、北方地域旧漁業権者等への貸付事業を通じて、北方地域旧漁業権者等が営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定が図られた。
6 課題と今後の取組方針	北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定した関係を確立するという我が国の一貫した基本方針の下、外交交渉を後押しするため、関係団体と連携しながら、返還要求運動の一層の発展を図り、国民一人一人の理解と関心をさらに深める必要がある。特に、次代を担う若い世代に向けた施策の充実に努めることとする。また、四島交流事業（訪問事業）や、北方地域旧漁業権者等に対する貸付事業等の援護措置については、関係機関と連携しながら、今後のあり方を検討するとともに、引き続き推進を図っていく。
7 評価結果の政策への反映状況	<p>＜予算案＞</p> <ul style="list-style-type: none">・北方地域総合実態調査経費（庁費）を減額して計上。（平成22年度予算案：3百万円〔21年度予算：5百万円〕）・北方領土隣接地域への修学旅行等を通じた北方領土教育の充実経費を新規に計上。（平成22年度予算案：10百万円〔新規〕）

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：国際平和協力業務等

1 政策名	国際平和協力業務等の推進
2 担当部局	国際平和協力本部事務局
3 評価方式	実績評価方式
4 政策の概要	<p>平成4年6月、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）が制定され、国際平和維持活動への協力、人道的な国際救援活動への協力及び国際的な選挙監視活動への協力のほか物資協力の制度が定められている。</p> <p>平成20年度においては、ゴラン高原国際平和協力業務、ネパール国際平和協力業務とともに、新たにスーダン国際平和協力業務を実施した。またネパール選挙監視国際平和協力業務とともに、スーダン被災民、パレスチナ被災民への物資協力業務を実施した。</p> <p>また、国際平和協力研究員による研究活動等を実施した。</p>
5 評価結果の概要	<p>ゴラン高原、ネパール、スーダンにおける国際平和協力業務、ネパール選挙監視国際平和協力業務、スーダン被災民及びパレスチナ被災民への物資協力については、国連、現地政府等から高い評価を得ており、目標を達成することができた。</p> <p>また、国際平和協力研究員もその研究活動等を通じて事務局の業務に貢献している。</p>
6 課題と今後の取組方針	<p>我が国の国際平和協力業務等は国連、現地政府等から高い評価を得ている。その一方で、より積極的に要員の派遣を行うべきとの指摘もある。我が国としては、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与するため、現在、国際平和協力法に基づき可能な限り要員の派遣を行うとともに、新規の派遣の可能性についても検討を行っていく。</p>
7 評価結果の政策への反映状況	<p><予算案></p> <p>現在、ゴラン高原、ネパール、スーダンに加えて、平成22年2月から新たにハイチにおいて国際平和協力業務を実施中。また、平成21年5月にはスリランカ被災民への物資協力を実施した。今後とも国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与する。</p> <p>（平成22年度予算案：475百万円〔21度予算（補正後）：559百万円〕）</p> <p><機構・定員要求></p> <p>物資協力の実施体制の強化を図るために、必要な定員を要求する。</p> <p>（定員要求：係長クラス1名）</p>

平成20年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：科学に関する重要事項の審議等

1	政策名	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
2	担当部局	日本学術会議事務局
3	評価方式	実績評価方式
4	政策の概要	<p>日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発展を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的として設置された特別の機関であり、日本学術会議法において、その職務として、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」及び「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」が定められている。</p> <p>日本学術会議においては、その設置目的の実現のため、具体的には、①政府・社会等に対する提言等、②各国アカデミーとの交流等の国際的な活動、③科学の役割についての普及・啓発及び④科学者間ネットワークの構築の4つの施策に重点を置いて活動を展開している。</p>
5	評価結果の概要	<p>上記の①政府・社会等に対する提言等、②各国アカデミーとの交流等の国際的な活動、③科学の役割についての普及・啓発及び④科学者間ネットワークの構築の4つの施策については、いずれも施策の目標を十分に達成しており、行政、産業及び国民生活へ科学を反映、浸透させる上で大きな役割を果たしている。</p>
6	課題と今後の取組方針	<p>行政、産業及び国民生活へ科学を一層反映、浸透させていくため、今後とも、各施策を着実に実施していくとともに、更に効果的かつ効率的に各施策が実施できるよう、取組を進める必要がある。</p> <p>具体的には、①政府・社会等に対する提言等について、公表した提言等のフォローアップ等を通じて実現を図るとともに、②各国アカデミーとの交流等の国際的な活動について、国際学術団体への加入のあり方について検討を行う。また、③科学の役割についての普及・啓発及び④科学者間ネットワークの構築についても、日本学術会議主催公開講演会への参加者の増加等、より効果的に施策が実施できるよう、引き続き取組を行う。</p>
7	評価結果の政策への反映状況	<p><予算要求></p> <p>国際学術団体への加入のあり方について検討を行うとの評価結果を踏まえ、国際対癌連合（UICC）から脱退することにより、UICC加入分の経費について、減額して計上。（平成22年度予算案：102百万円〔21年度予算（補正後）：105百万円〕）</p> <p>※予算額は、「国際分担金」の総額としている。</p>

平成19年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：沖縄政策

1	政策名	沖縄対策、沖縄の振興への取組（沖縄振興計画）
2	担当部局	政策統括官（沖縄政策担当）
3	評価方式	総合評価方式
4	政策の概要	<p>沖縄の特性を積極的に生かしつつ、自立的発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会を形成するとともに、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図り、平和で安らぎと活力のある沖縄県を実現することをめざす。</p> <p>（1）自立型経済の構築に向けた産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活力ある民間主導の自立型経済の構築に向け、 <ol style="list-style-type: none"> ①観光・リゾート産業 ②情報通信関連産業 ③農林水産業 ④特別自由貿易地域制度等を活用した加工交易型産業、国際物流関連産業、地域資源等を生かした健康食品産業、環境関連産業 等を県産業を牽引する重点産業として戦略的な振興策を展開。 ・ 地域経済を支える製造業、建設業等の既存産業については、市場ニーズや環境の変化に対応した取組を推進。併せて、人材の育成・確保、研究開発等技術の向上等を図る。 <p>（2）雇用の安定と職業能力の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の促進や職業能力の開発等に向けて、沖縄県職業安定計画に沿った施策の推進を支援する。 ・ 情報通信関連産業等の重点産業分野において、雇用の創出と人材育成を一体的に行う戦略産業人材育成支援事業等を実施する。また、就労支援のための余裕教室等を活用したモデル保育施設を設置する。 <p>（3）科学技術の振興と国際交流・協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界に開かれた最高水準の教育・研究を行う沖縄科学技術大学院大学（仮称）設立構想の着実な推進のため、平成17年9月に設立された独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が行う研究事業、施設整備の推進等に対して適切な支援などを行い、構想の実現に向けた取組を強化する。 ・ 沖縄産学官共同研究の推進のほか、国内外の大学や研究所への派遣による研究者・専門家育成に対する支援、亜熱帯特性を活用した科学技術研究の推進、発展可能性の高いバイオテクノロジーの研究開発事業に対する支援などにより、科学技術の振興を図る。 ・ 国際交流・協力拠点の形成をめざした基盤整備として、那覇空港の整備をはじめ、那覇港等の整備を進めるとともに、引き続き国際会議等の沖縄開催に積極的に取り組む。また、国際交流拠点形成調査の結果を踏まえ、引き続き国連機関の誘致等に係る検討を進める。 <p>（4）境共生型社会と高度情報通信社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄の貴重な美しい自然環境を保全するため、赤土等の流出防止、環境に配慮した公共事業の実施等に努めるとともに、緑化による潤いのある空間の創出を図る。 ・ 快適で潤いのある豊かな生活空間の創出を図るため、上水道、下水道、公園・緑地、

住宅等の生活環境基盤を整備するとともに、河川改修などの防災・減災対策を進める。

- ・ 高度情報通信社会の実現に向け、道路における民間事業者も利用可能な電線類の地下収容空間の整備を進めるとともに、産業の高度化や技術革新等に対応した人材の育成を図るため、学校教育の情報化を促進する。

(5) 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保

- ・ 県民一人一人が健康で安心して生活を送れる社会をめざして、保健医療施設の整備を進めるとともに、保健衛生施策の推進に取り組む。特に、県民の多様な医療ニーズに対応し、適切な医療サービスの提供を図るため、へき地保健指導所等の整備を進める。
- ・ 沖縄の特殊事情に伴う特別対策として、不発弾等対策事業等を引き続き実施する。

(6) 多様な人材の育成と文化の振興

- ・ 人づくりの基盤となる初等中等教育の充実を図るため、老朽校舎の改築や学校教育の情報化等を促進する。
- ・ 沖縄における今後の産業振興の方向性を踏まえ、観光リゾート産業、情報産業、金融業、地方行政を担う人材の育成に積極的に取り組む。

(7) 持続的発展を支える基盤づくり

- ・ 広大な海域に多くの離島が散在する沖縄にとって県民生活の安定や産業の振興を図る上で重要な空港、港湾、道路等の交通体系の整備をはじめ、水資源の開発、生活環境基盤の整備など各種の基盤整備を沖縄の景観に十分配慮しつつ戦略的、重点的に進め、活力ある地域としての持続的発展を支える基盤づくりを推進する。
- ・ 道路交通の円滑化や安全性の確保を図るため、交通基盤整備、交差点改良、公共交通の有効活用策の実施等、総合的な取り組みを行うほか、防災対策としても有効な電線類の地下収容空間の整備を進める。

(8) 離島・過疎地域の活性化による地域づくり

沖縄の持続的な発展に向けて、それぞれの地域が持つ課題に的確に対応し、均衡のとれた活力ある地域づくりを推進する。

このため、沖縄振興計画の圏域別計画に基づき、均衡ある地域の発展に留意しつつ、各般の施策の具体化を図る。また、地域の産業振興等を図るべく沖縄振興のための特別の予算措置を継続する。

特に、離島の活性化は、沖縄の振興にとって重要な課題であるとともに、国土保全の面でも重要であることから、

- ・ 引き続き地域資源を活用した特産品や観光のブランド化の推進など、美ら島の持つ魅力が最大限発揮できるような取組等を促進するほか、
- ・ 離島・過疎地域における港湾、空港、離島架橋、下水道等の整備をはじめ、生産基盤の整備、保健医療の確保と福祉の向上、教育の充実、生活環境基盤の整備等を進める。

(9) 駐留軍用地跡地の利用の促進

駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用は、沖縄の将来発展にとって、極めて重要な課題であることから、

- ・ 跡地利用に主体的に取り組む市町村等に対し、アドバイザーやプロジェクトマネージャーの派遣等による支援、
- ・ 跡地利用計画の策定等のための各種調査に対する財政面の支援等、国、県及び跡地関係市町村の密接な連携の下、駐留軍用地跡地の利用の促進に取り組む。

5 評価結果の概要

沖縄の振興については、社会資本の整備水準が次第に向上するとともに、観光・リゾート産業が好調に推移し、情報通信関連産業の立地が進むなど、自立型経済の構築に向けた取組は着実に進捗してきたところであるが、依然として全国の約7割にとどまっている1人当たり県民所得や、若年者を中心とする高失業率など、なお残された課題も多い。

計画の残期間が5年となる中、民間主導による自立的かつ持続的な発展をさらに推し進めていくためには、迅速かつ一層戦略的な取組が必要となっている。

(1) 自立型経済の構築に向けた産業の振興

① 質の高い観光・リゾート地の形成

平成18年に沖縄に入域した観光客は、過去最高の564万人を記録するなど順調に推移している一方で、外国人観光客数の減少、観光客一人あたりの県内消費額の低迷など、いくつかの課題も残っている。

② 情報通信関連産業の集積

新たな企業の立地・集積を促進するための施策や人材育成支援等の諸施策の実施により、立地企業数や雇用者数が大幅に増加しており、大きな成果を上げている。

③ 亜熱帯特性気候等の地域特性を生かした農林水産業の振興

地域特性を生かした「おきなわブランド」の確立に向けた取組や、消費者・市場等のニーズに対応した生産供給体制に必要な基盤整備が進展するなど、一定の成果を上げている。

④ 新規企業及び新規事業の創出、地域を支える産業の活性化等

観光関連産業や泡盛、薬草など地域特性を生かした食品・健康産業など、地域特性や優位性を生かした新規事業の創出・地場産業の育成が促進されており、成果を上げている。

(2) 雇用の安定と職業能力の開発

沖縄の優位性や地理的特性を生かした産業の振興等の取組により、就業者数が増加するなど一定の成果を挙げている。

(3) 科学技術の振興と国際交流・協力の推進

・ 沖縄科学技術大学院大学（仮称）設立構想については、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の設立、先行的研究の実施や、キャンパス整備の着手など、開学に向けた取組が進展している。

・ 国際交流については、IDB（米州開発銀行）総会を始め、多くの国際会議が沖縄で開催されており、各省庁との緊密な連携の下、政府全体としての取組の成果が出ている。

(4) 環境共生型社会と高度情報通信社会の形成

・ 廃棄物処理施設の整備など、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取組や、下水道などの污水处理施設や公園・緑地等の環境と共生した生活環境基盤の整備、防災、減災対策が着実に進められてきた。

・ 情報通信基盤の整備の進展により、高速・超高速インターネット網加入世帯の増加など高度な情報通信サービスを受けられる環境が着実に整備されつつある。

(5) 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保

健康福祉社会の実現に向けた施策が着実に推進されているが、特に深刻な離島・へき地の医師不足への対策をはじめ、保健医療施設の整備・老朽化対策など、保健医療体制の整備が必要である。

(6) 多様な人材の育成と文化の振興

・ 情報通信産業、金融をはじめ高度な専門的知見を持つ人材育成が進められた。基盤整備については、特に、塩害等で老朽化が目立つ公立学校の施設整備が十分とは言えず、

更なる取組が必要である。

- ・ 沖縄の文化の保護、活用に向けた取組が進められている一方、伝統工芸品産業の担い手が減少しており、今後の課題となっている。

(7) 持続的発展を支える基盤づくり

社会資本の整備は着実に進展しているが、依然として本土と比べて整備水準が低い分野があるとともに、整備水準が向上している分野でも、地域間格差等の問題があるなど、今なお多くの課題を抱えている。

(8) 離島・過疎地域の活性化による地域づくり

離島・過疎地域における基盤整備、活性化は着実に進んでいるが、医療・教育などの生活環境面を中心に、引き続き本土・本島との格差が存在することを踏まえつつ、県土の均衡ある発展と国土保全を図る観点から、離島・過疎地域の活性化を推進していく必要がある。

(9) 駐留軍用地跡地の利用の促進

沖縄振興特別措置法における、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置規定の整備などにより、跡地利用推進体制の整備が図られ、跡地利用促進に向けた取組が進められている。

6 課題と今後の取組方針

自立型経済の構築に向け、沖縄振興特別措置法や沖縄振興計画に沿って、引き続き沖縄の優位性や地域特性を活かした観光、情報通信、農業等の各種の産業振興、それを支える人材の育成や科学技術の振興、目的志向型の総合的・戦略的な社会資本の整備などを推進する。

(1) 自立型経済の構築に向けた産業の振興

① 質の高い観光・リゾート地の形成

観光地としての優位性を活かしつつ、多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成に向けた施策を推進。

② 情報通信関連産業の集積

今後は、制度を活用しつつ、民間主導での情報通信産業高度化のための具体策の実現に向けた取組を推進。

③ 亜熱帯特性気候等の地域特性を生かした農林水産業の振興

「おきなわブランド」の確立に向けた取組を引き続き推進するとともに、観光・リゾート産業や健康食品産業等の関連産業と連携した取組を推進。

④ 新規企業及び新規事業の創出、地域を支える産業の活性化等

産学官連携による研究開発、起業の支援、新規産業の創出や地場産業の育成を一層促進。

(2) 雇用の安定と職業能力の開発

雇用情勢は依然として厳しい状況にあるため、今後とも引き続き、沖縄の優位性や地域特性を生かした産業の振興による雇用の創出等を通じて、雇用環境の改善の推進を図る。

(3) 科学技術の振興と国際交流・協力の推進

- ・ 沖縄科学技術大学院大学（仮称）の開学に向けて、メイン・キャンパスの整備や内外の優秀な研究者のリクルート等を着実に進める。
- ・ 国際的なコンベンション等の誘致、国際化に対応しうる人材育成を推進。

(4) 環境共生型社会と高度情報通信社会の形成

- ・ 廃棄物処理施設等の施設整備とともに、3R（発生抑制、再使用、再生利用）を一層推進。

- ・ 引き続き学校教育の情報化の促進や離島におけるブロードバンド整備等に取り組む。
- (5) 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保
 - ・ 離島・へき地における医師確保をはじめ、多様化する保健医療ニーズに対応した保健医療施設等の整備充実に取り組む。
 - ・ 引き続き、不発弾等処理対策に取り組む。
- (6) 多様な人材の育成と文化の振興
 - ・ ハード・ソフトの両面からの学校教育の一層の充実と、家庭や地域の教育力の向上を図る。
 - ・ 産業振興の観点からは、産業界をリードする高度な人材育成のための戦略的な施策を推進。
 - ・ 伝統文化の継承・発展のための人材育成を推進。
- (7) 持続的発展を支える基盤づくり

自立型経済の構築を支える基盤づくりに着実に取り組む。その際には、自然環境や沖縄らしい風景・景観に十分配慮し、沖縄の優位性を最大限発揮する。
- (8) 離島・過疎地域の活性化による地域づくり
 - ・ 離島・過疎地域の振興は、沖縄の振興にとって重要な課題であることから、引き続き、交通・情報通信・生活環境・保健医療体制整備と福祉の向上、教育の充実などを進める。
 - ・ 地域の特性を生かした活性化や雇用の創出に取り組む。
- (9) 駐留軍用地跡地の利用の促進

SACOの最終報告に加え、日米安全保障協議会委員（「2+2」）で合意された返還予定地をも見据えた跡地利用対策について、沖縄県や関係市町村と連携を図りながら取り組んでいく。

7 評価結果の政策への反映状況

<予算案>

- ・ 沖縄予算全体として、厳しい財政事情の下、事業仕分け等にも対応しつつ、2,298億円を計上。
- ・ 公共事業関係費については、「コンクリートから人へ」の理念の下、事業仕分け等の反映も含め全国ベースの伸率が対前年度比△18.5%と厳しく抑制される中、沖縄については△10.2%とし、沖縄へ重点配分された。全国に占める沖縄のシェアは3.6%へ拡大（21年度3.3%）。
- ・ 北部振興事業（非公共）については、沖縄北部活性化特別振興事業費として35億円を計上。
- ・ 不発弾等対策については、8億円（対前年度比76%増）を計上。
- ・ 沖縄科学技術大学院大学については、運営費交付金（研究費、研究機器購入等）と施設整備費の合計で133億円（対前年度比18.5%増）を計上。
- ・ 公立学校施設については、事業仕分けにも対応しつつ、120億円（対前年度比21.2%増）を計上し、老朽化した小中学校校舎の改築を進め、耐震化を図る。
- ・ 南北大東地区地上デジタル放送推進事業として7.3億円、沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業として2.9億円を計上。
- ・ 今後の沖縄振興のあり方について検討を行うために必要な沖縄振興総合調査費2億円を計上。
- ・ 沖縄の厳しい経済情勢等に鑑み、緊急の課題に機動的・弾力的に対応するため、特別調整費において特別に30億円を増額して計上。

（平成22年度予算案：229,794百万円〔21年度予算（補正後）：267,460百万円〕）

平成19年度事後評価の22年度予算案等政策への反映状況

政策分野：共生社会政策

1 政策名	障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
2 担当部局	政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（障害者施策担当）
3 評価方式	総合評価方式
4 政策の概要	<p>障害者基本計画は、障害者基本法の規定に基づき、政府が障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものである。その策定等に当たっては、障害当事者等により構成する中央障害者施策推進協議会の意見を聴くこととされている。現行障害者基本計画は、平成14年12月に閣議決定されている。</p> <p>また、障害者基本法の規定に基づき、障害者基本計画を基本として、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画が策定されている。</p> <p>障害者基本計画は、その前身となる「障害者対策に関する長期計画」（昭和58年度～平成4年度）及び「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年度～14年度）における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承し、障害者の社会参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めているものである。なお、これらの各計画は、国連における障害者の十年等の各期間に対応している。</p> <p>障害者基本計画においては、基本的な方針として、我が国が目指すべき社会を、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」とすることを掲げ、その取組みは、行政はもとより企業、NPO等すべての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより初めて実現できるものであり、国民一人ひとりの理解と協力を促進し、社会全体としてその具体化を着実に推進していくことが重要であるとしている。</p> <p>また、同計画においては、分野別施策として、「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「情報・コミュニケーション」及び「国際協力」の8分野にわたり、その基本的方向を提示している。</p> <p>さらに、重点的に取り組むべき課題については、諸施策の着実な推進を図るため、具体的な目標及びその達成期間を定める「重点施策実施計画」を策定することとしており、具体的には、平成14年12月に、障害者施策推進本部（本部長：内閣総理大臣）において、平成15年度から19年度までを計画期間とする「重点施策実施5か年計画」が決定されている。</p> <p>障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画に基づく諸施策は、上記の8施策分野に係る関係各府省においてそれぞれ実施されており、その実施状況等については、毎年度、内閣府において調査把握し、中央障害者施策推進協議会等に報告するとともに、これを公表している。</p> <p>そして、平成21年12月には、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、障がい者制度改革推進本部（平成21年12月8日閣議決定）を設置した。さらにその下で、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障がい者制度改革推進会議（平成21年12月15日障がい者制度改革推進本部長決定）を開催している。</p>

5 評価結果の概要

平成 19 年度においては、障害者基本計画の後期 5 年間に係る新たな重点施策実施 5 か年計画の策定に関し、障害者施策推進本部のもとにおかれた課長会議等において検討が行われたが、その際には、障害当事者、その家族、関係団体、学識経験者等延べ 120 の団体・個人からの意見聴取が行われたほか、中央障害者施策推進協議会においても議論がなされた。

これらの過程を経て同年 12 月に障害者施策推進本部において決定された、新たな重点施策実施 5 か年計画(障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い共に生きる社会へのさらなる取組)において、前期における障害者施策に関し、「基本計画及び現行「重点施策実施 5 か年計画」に基づき、共生社会の実現に向けて着実に推進されてきた」との評価がなされている。

(1) 啓発・広報

①啓発・広報活動の推進、②福祉教育等の推進、③公共サービス従事者に対する障害者理解の促進、④ボランティア活動の推進の各施策について、「重点施策実施 5 か年計画」(平成 14 年 12 月 24 日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよくしている。

(2) 生活支援

①利用者本位の生活支援体制の整備、②在宅サービス等の充実、③経済的自立の支援、④施設サービスの再構築、⑤スポーツ、文化芸術活動の振興、⑥福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援、⑦サービスの質の向上、⑧専門職種の養成・確保の各施策について、「重点施策実施 5 か年計画」(平成 14 年 12 月 24 日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよくしている。

(3) 生活環境

①住宅、建築物のバリアフリー化の推進、②公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進、③安全な交通の確保、④防災、防犯対策の推進の各施策について、「重点施策実施 5 か年計画」(平成 14 年 12 月 24 日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよくしている。

(4) 教育・育成

①一貫した相談支援体制の整備、②専門機関の機能の充実と多様化、③指導力の向上と研究の推進、④社会的及び職業的自立の促進、⑤施設のバリアフリー化の促進の各施策について、「重点施策実施 5 か年計画」(平成 14 年 12 月 24 日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよくしている。

(5) 雇用・就業

①障害者の雇用の場の拡大、②総合的な支援施策の推進の各施策について、「重点施策実施 5 か年計画」(平成 14 年 12 月 24 日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよくしている。

(6) 保健・医療

①障害の原因となる疾病等の予防・治療、②障害に対する適切な保健・医療サービスの充実、③精神保健・医療施策の推進、④研究開発の推進、⑤専門職種の養成・確保の各施策について、「重点施策実施 5 か年計画」(平成 14 年 12 月 24 日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよくしている。

(7) 情報・コミュニケーション

①情報バリアフリー化の推進、②社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及、③情報提供の充実、④コミュニケーション支援体制の充実の各施策について、「重点施

策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよくしている。

(8) 国際協力

①国際協力等の推進、②障害者問題に関する国際的な取組への参加、③情報の提要・収集、④障害者等の国際交流の支援等の各施策について、「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよくしている。

6 課題と今後の取組方針

障がい者制度改革推進本部及び障がい者制度改革推進会議において、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うとともに、当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、改革推進の基本的な方針の案の作成・推進、法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。

また、「障害者基本計画」及び当該計画の後期5年間に重点的に実施する施策を定めた「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)に基づき、共生社会の実現に向け、引き続き8分野にわたる各種施策を着実に推進していく。

7 評価結果の政策への反映状況

<事務改善>

- ・「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」の推進のため、引き続き各省庁との緊密な連携を図っていく。
- ・障害者基本法に基づく障害者週間の事業を実施するとともに、障害者基本計画に基づく障害及び障害者に関する国民の理解を促進する。
- ・障害者施策HPについてはより見やすいものとなるよう工夫していく。

※ 内閣府(共生社会政策担当)のみについて記述。